第７２号議案

豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例の制定について

豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年１２月１日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市豊川海軍工廠平和公園施設の管理に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第１８条の規定に基づき、豊川市豊川海軍工廠平和公園に設ける公園施設（以下「公園施設」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（豊川市平和交流館）

第２条　戦争の悲惨さ及び平和の尊さを後世に伝えるとともに、市民の平和に関する意識の醸成を図るため、公園施設のうち豊川市平和交流館において、次に掲げる事業を行う。

⑴　豊川海軍工廠の残存遺構等の説明に関すること。

⑵　豊川海軍工廠における戦争体験の語り継ぎに関すること。

⑶　平和に関する学習の支援に関すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

２　豊川市平和交流館に館長その他必要な職員を置く。

（利用時間）

第３条　公園施設の利用時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

（休業日等）

第４条　公園施設の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、公園施設の全部若しくは一部を臨時に休業し、又は開業することができる。

⑴　火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８

号）に規定する休日に当たる日を除く。）

⑵　１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日までの日

（特別の設備等）

第５条　公園施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、公園施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

（利用者の義務）

第６条　利用者は、公園施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

（利用の禁止等）

第７条　市長は、利用者又は公園施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を禁止し、中止させ、又は制限することができる。

⑴　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

⑵　施設又は附属設備を毀損するおそれがあるとき。

⑶　営利を目的とする事業のために利用するとき。

⑷　利用者が前条の規定に違反したとき。

⑸　管理上支障があるとき。

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長がその利用を禁止し、中止させ、又は制限することが適当と認めるとき。

（損害賠償）

第８条　利用者は、公園施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（その他公園施設の管理）

第９条　この条例に定めるもののほか、公園施設の管理に関する事項は、豊川市都市公園条例（昭和３９年豊川市条例第２８号）の定めるところによる。

（委任）

第１０条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成３０年６月９日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、豊川市豊川海軍工廠平和公園の設置に伴い、公園施設の管理について必要な事項を定める必要があるからである。

参考資料　豊川市豊川海軍工廠平和公園位置図
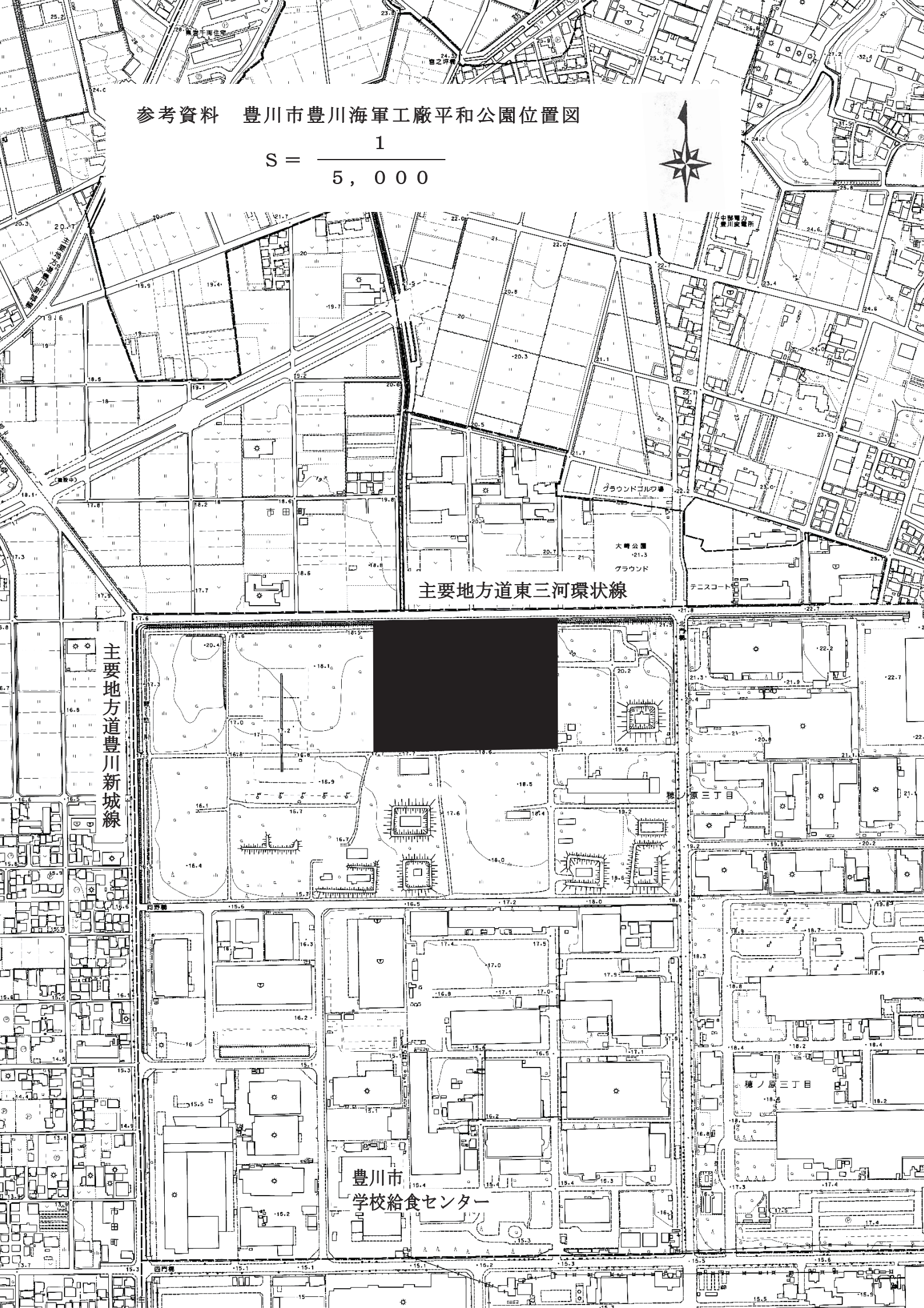
$$S = \frac{1}{5,000}$$